

## 人権啓発活動市町村委託

### ○事業目的

人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行う。

### ○事業形態

県が国から受託した後に市町村に再委託

### ○委託の対象となる啓発活動

- ① 講演会の開催
- ② 資料の作成、配布
- ③ 放送広告の実施
- ④ 新聞等広告の掲載
- ⑤ 研修会（地域行政関係者研修会、地域住民懇談会）の開催
- ⑥ 地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携して実施する人権の花運動やミニフェスティバルなど）の実施
- ⑦ その他の啓発活動